

奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県教育委員会委員長 花 山 院 弘 匡

奈良県教育委員会規則第五号

奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則（昭和五十六年三月奈良県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条第一項第三号から第五号までを削る。

第四条第三項から第五項までを削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。